

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、Aに所在する自宅を事業場とするBの事業主であり、C所在のDに労働保険事務の処理を委託し、昭和〇年〇月〇日に労災保険法第34条の規定に基づき中小事業主等として〇〇労働基準局長から承認を受け、労働者災害補償保険に特別加入して魚箱の製造・販売をしていたところ、平成〇年〇月〇日、トラックから魚箱を降ろす作業中、トラックの荷台から転落して負傷した（以下「本件災害」という。）。

被災者は、本件災害による受傷当日、Eセンターに受診し、「脳挫傷、第12胸椎圧迫骨折」と診断され、その後、F病院、G病院等に受診し、同様の傷病名と診断され療養を続けた。監督署長は、本件災害による受傷を業務上の事由によるものであると認め、当初は療養補償給付及び休業補償給付を支給する旨の処分をし、平成〇年〇月〇日以降は傷病補償年金に移行した。

その後、被災者は療養を続けていたところ、平成〇年〇月〇日、入院先のH病院にて死亡した。死亡診断書によると、直接死因：「肺炎」、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名：「心原性脳塞栓症」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に

遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の実質的な死亡原因は脳梗塞であり、業務上災害による脳挫傷に起因して脳梗塞により死亡に至った旨主張しているので、以下、検討する。

(2) 被災者の死亡原因について

被災者の直接死因は、死亡診断書によれば肺炎であるところ、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、胸部X線像からみて致命的な肺炎であるとは考えにくく、老化や低栄養による衰弱も死亡に大きく関与した、と述べており、主治医であるJ医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者の死亡原因は、肺炎に加えて心原性脳塞栓症が考えられる。」と述べている。また、K医師作成の平成〇年〇月〇日付け症状所見書によれば、被災者は平成〇年〇月〇日、左中大脳動脈後方領域に広範な脳梗塞を発症し、その後、出血性脳梗塞を合併し、さらに、同年〇月〇日、左中大脳動脈前方領域に新た

に広範な脳梗塞が生じたことが認められる。

これらの医証及び被災者の死亡に至る経過等から、当審査会としては、被災者の直接の死因は肺炎であるが、被災者の死亡に最も深刻な影響を及ぼした疾患は、広範で重篤な心原性脳塞栓症による脳梗塞であると判断する。

(3) 被災者の死亡と本件災害による受傷（脳挫傷）との関係について

I 医師は、上記意見書において、「心原性脳梗塞と本件災害による受傷との因果関係は認められない」旨述べている。当審査会としても、被災者は心房細動にり患し、かつ胸部X線上心拡大及び心機能障害を示唆するBNP高値を認めており、被災者の心原性脳塞栓症の原因は心房細動及び心機能低下に基づく心臓内血栓による塞栓症である蓋然性が高いと考えられることから、I 医師の意見は妥当であると判断する。

(4) したがって、当審査会としては、被災者の死亡と本件災害による受傷（脳挫傷）との間に相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。